

令和5年10月11日

事業主様

神奈川労働局長
(公印省略)

定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と
保険者の連携・協力事項について

日頃より、労働基準行政の運営に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、定期健康診断の結果、何らかの所見を有する者の割合が5割を超えている状況では、労働者の健康確保対策がより重要となっており、当局では労働安全衛生法に基づく健康診断の実施及び事後措置の徹底をお願いしております。

医療保険制度では、糖尿病等の発症・重症化を予防し、医療費を適正化するため、保険者が法定義務の保健事業として、特定健康診査及び特定保健指導を行うこととされています。

今般、全国健康保険協会神奈川支部長から職場における定期健康診断等の結果にもとづいた特定保健指導の実施を促進するための協力要請があったところです。高齢者の医療の確保に関する法律では、労働者が労働安全衛生法に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断を受診した場合は、特定健康診査の全部又は一部を行ったものとし、保険者から健康診断の記録の写しの提供を求められた事業者は、その記録の写しを保険者に提供しなければならないとされています。

また、事業者から保険者に労働安全衛生法に基づく定期健康診断等の結果を提供することは、データヘルスやコラボヘルス等の推進により、労働者の健康保持増進につながり、労働者が健康になることによって企業の生産性向上、経営改善及び経済成長にもつながるため、労働者及び事業者の双方にとって、取組を進めていくことが望ましいものです。このため、労働安全衛生法第70条の2第1項の規定に基づき、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」に健康保持増進対策の推進体制を確立するための事業場外資源として「医療保険者」を位置づける等、労働者の健康保持増進の措置として、保険者との連携を推進しています。

つきましては、定期健康診断等の結果を迅速かつ確実に情報提供することにより、保険者と緊密に連携して労働者の健康保持増進が図られるようお願い申し上げます。